

市長選挙は12月26日(日)

「参加しますわたしも政治に選挙から」

投票時間は、
午前7時から
午後8時まで

12月26日(日)は成田市長選挙の投票日です。この選挙は、わたしたちにとって最も身近な市民の代表を選ぶ機会です。積極的に投票に参加しましょう。

投票できる人

○日本国民で平成22年12月27日までに生まれた人

○平成22年9月18日までに、成田市に住民登録されている人(転入の場合は、同日までに転入の届け出の済んでいる人で、引き続き投票日当日まで市内に住んでいる人(市外に転出した人は投票できません))

○成年被後見人など、欠格事項に当てはまらない人

投票日に用事のある人は期日前投票を

期日前投票期間 12月20日(月)～25日(土)

期日前投票時間 午前8時30分～午後8時

期日前投票できる人 投票日に、仕事や買い物、旅行、冠婚葬祭などの予定があり、投票所に行

けない人

期日前投票所

○市役所 4階期日前投票所

○保健福祉館下総分館(下総支所) 1階期日前投票所

○大栄支所 1階期日前投票所

入場整理券は封書で有権者に

入場整理券は、封筒1通に6人までの有権者氏名が記載されています。

入場整理券が届かなかつたり、紛失してしまった場合でも、選挙人名簿に登録されていれば投票できます。

入場整理券は12月20日(月)に発送する予定です。

市内で転居した人は投票所に注意を

12月3日までに転居の届け出をした人は新しい住所地の投票所で

投票できます。

投票できません。

12月4日以降に転居の届け出をした人は前の住所地の投票所での投票となります。

病院などに入院中の人は不在者投票を

指定病院や老人ホームなどに入

院(入所)中の人は、指定施設内で不在者投票をすることができます。

また、市外に滞在中の人は、滞在先の選挙管理委員会では不在者投票ができません。

身体に障がいのある人は郵便などによる投票を

身体障害者手帳または戦傷病者の手帳を持ち、障がいの程度が一定の要件に当てはまる人、介護保険の要介護状態区分が「要介護5」の人は、「郵便等投票証明書」の交付を受けて、郵便などによる不在者投票ができますので、あらか

じめ市選挙管理委員会へお問い合わせください。

代理記載制度

郵便などによる不在者投票ができる人で、次の要件に当てはまる人は、あらかじめ選挙管理委員会に届け出た人に、投票に関する代理記載をさせることができます。

①身体障害者手帳を持っている人で、手帳に「上肢または視覚の障害の程度が1級」と記載されている人

選挙公報は22日(水)に新聞に折り込みで

立候補者を知っていただくための「選挙公報」は、12月22日(水)の7紙の朝刊に折り込まれます。

朝日新聞、産経新聞、千葉日報、東京新聞、日本経済新聞、毎日新聞、読売新聞

これらの新聞を購読していない人や、届かなかった場合は、次の

選挙公報を置いてある施設

行政資料室(市役所1階)、下総・大栄支所、保健福祉館、公民館(中央・成田・公津・八生・中郷・久住・豊住・遠山・橋賀台・加良部・玉造・下総・大栄)、市立図書館、美郷台地区会館、成田赤十字病院、三里塚御料郵便局、成田遠山郵便局、三里塚郵便局、JA成田市遠山支所、三里塚コミュニティセンター

即日開票されます

開票は、投票日当日の午後9時15分からフィットネスハウス・アリーナで行われます。

投票日は市のホームページ(<http://www.city.narita.chiba>)でも、投票・開票の速報を公開しています。

※くわしくは市選挙管理委員会事務局(☎22-11111)内線3152へ。

広報なりた 2010.12.15 8